

2022年2月21日

福島県教育委員会
教育長 鈴木淳一 様

福島県立高等学校教職員組合
執行委員長 齋藤毅

文部科学省発行「放射線副読本」と同梱し送付された経済産業省・復興庁
作成のチラシの配布中止・回収等を求める要請

経済産業省（以下、経産省）と復興庁が ALPS 処理水に関するチラシを作成し、文部科学省（以下、文科省）から送付先学校名簿を入手し、文科省の『放射線副読本』に同梱して12月以降に各校に送付した。県教委・市町村教委を通さず直接学校に送付したため、県内学校では配布した学校と保留とした学校があり、チラシを見た県民から問題だとする声が出ている。

このことについては、以下のような問題点がある。

第一に、児童生徒に大量に配布するチラシを、たとえ政府機関からといえども教委を通さず送って配布要請していること。そのため、学校を直接所管し教材などの取り扱いに関する責任と権限を与えられている県教委、市町村教委は、県民から指摘されるまでチラシの内容・配布のことを全く把握できていなかった。副読本注文リストは副読本を配布するためのリストであり、文科省が掌握している情報を目的外使用したといえる。

第二に、チラシ送付のかがみ文の中で、経産省・復興庁という文科省以外の政府機関が、文科省『放射線副読本』の特定ページの理解を深めるための資料として使用し、副読本と合わせて保管させる指導をお願いしているが、これは明確な越権行為である。同文書の別の個所で「経済産業省・復興庁・文科省が連携し（中略）配布」したとしているが、文科省のどの部署が関与したのか。文科省がきちんと連携したのであれば、文科省名で送付文書を作成するのが正しい手続きだと考える。経産省・復興庁は、学校に送って配らせるために、文科省の名前を利用したのではないか。

第三に、科学的に争いが無いとは言えない政府決定の内容を、争いのない内容として配付させていること。このことは、文科省通知「学校における補助教材の適切な取扱いについて（H27.3.4 付け通知）」の中で補助教材の内容及び取り扱いの留意点として示されている「多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないこと」などの規定にも抵触する。福島県は、かつて、原子力広報誌『アトムふくしま』を使用して、児童・生徒に対し「原発は安全」と刷り込むキャンペーンをした負の教訓がある。科学的な真実を教えるべき学校で、政治的な宣伝行為が行われるようなことがあってはならない。今回のような政府の行為は「教育は不当

な支配に服することなく」行われるべきであるとした教育基本法にも反する教育への不当な介入にあたる。

第四に、福島県民、漁民に寄り添う姿勢の欠如である。県内の多くの市町村議会が海洋放出への反対や懸念を決議している。福島県の漁民は試験操業などを重ね、本格操業に向けて準備してきた。合意なく海洋放出しないとする約束を閣議決定で反故にされた漁民にとって、今回のチラシはさらに国への不信感と反発を高めるものである。

以上のことを踏まえ、下記について要請する。

記

- 1 ただちに学校での配布を中止し、未配付のチラシを回収すること。
- 2 このようなことが二度と行われないように今回のチラシ送付の経緯について事実把握に努めるとともに、政府に説明を求めること。
- 3 教育に対する政治介入であることについて政府関係機関（経産省資源エネルギー庁、復興庁、文科省）に抗議すること。

以上